

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成24年9月14日（金曜日）

厚生文教委員会

日時 平成24年9月14日（金曜日）午後2時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 市民福祉部、教育委員会
第93号議案 「質疑・討論・採決」
第94号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査
 - (1) 総合体育館建設促進に関する要望書（陳情扱） 「質疑・討論・採決」
 - (2) 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
 - (3) 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
「質疑・討論・採決」
 - (4) 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
 - (5) 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
「質疑・討論・採決」
 - (6) 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書
「討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 鈴木眞澄 副委員長 前崎みち子
委員 下江洋行 加藤芳夫 鈴木司郎 荒川修吉
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会、総務部の副課長職以上の職員

参考人 松山好弘 小田 栄 丸山哲丈

参考人の補助者 杉浦吉春 野村光子 井上要司 加藤秀隆

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行

開 会 午後2時00分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第93号議案及び第94号議案、並びに議長から送付されました陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第93号議案 新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒川委員。

○荒川修吉委員 条例を改正することは、地域の人は悩んでばかりで、保育料の問題で、そこら辺、一緒に聞いてもいいのかな。

今、ゼロから最高幾らまでであると思うんですけれど、平均額というのは大体幾らぐらい払ってるんですか。例えば、ゼロはわかるにしても、最高額は。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 現在の保育所の保育料ということでお答えさせていただきますけれども、保育所の保育料につきましては、生活保護世帯等のA階層からD7までの10階層に分かれております。それぞれ、3歳未満児、3歳児、4歳児ということで、設定をさせていただきます。

議会からの資料要求がございまして、資料要求の確かページ数で2というのがあったと思いますけれども、その一番左側に現行の保育料の一覧表が載っておるかと思いますが、お持ちでないでしょうか。A3の資料でございます。

そちらでご覧いただきますと、表でございます、最多階層としてはD4のラインが最多出現の階層でございます。D4のところ、3歳未満児ですと3万4,000円、3歳児ですと

2万100円、4歳以上児ですと1万8,900円というところの階層です。単純平均で申し上げますと、大体、安いほうの方もおみえになりますので、単純平均では1万5,000円程度とお考えいただけたらと思います。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 平均で1万5,000円ですと、ゼロというのはなかなか厳しいんじゃないかと思うんですが、本当にその財源が出てくるのか、特別会計から出すと言っていたようですが、特別会計で、特に税務課、役所の皆さんは苦慮して、徴収していると思うんですが、そこが余り当てにするのもどうかなと思うんですが、どこか出どころがあるんですか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 一般質問でご質問がございましたように、今言われたように病院の会計、それから国保会計等の繰り出しをという話がありました。そこから合わせて1億円で、一般会計といいますか、ほかの歳出を削減しながらあと7,000万円ですか、合わせて1億7,000万円を充当ということでありまして、細かいことはちょっと財政担当ではございませんので申し訳ございませんが、そのときにも病院の部長が答えておりました。そういったことで、ちょっと詳しいことは申し上げられませんが、以上です。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 今の関連で言いますと、少子化対策と市案のところのゼロのところを書いてあるんですが、その辺の先の展望というか、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 先の一般質問等でお答えしましたとおり、この保育料の無償化というのが直ちに人口増ですとか、少子化対策につながるというような確信を持って言えるかと言われると、少し難しいところがあ

りますけれども、新城市が子育てをしやすい町というようなイメージを広く広げることによりまして、副次的な効果としてそちらにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 委員長、財政担当課長にここへ来ていただくということはどうでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 皆さん、いいですか、来ていただいて、説明していただいても。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 それでは、財政課長を呼んでいただけますか。

ほかに質疑はありますか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 子育てしやすいまちになるというのは、保育料だけの問題ではないということは私も質問の中でさせていただきましたけれども、その中でも、特に市長が強く言葉を言っていたのは、全ての子どもにひとしく就学前教育をやるんだということだったんですけど、ひとしくということの中で私も疑問点を出させていただきました。今の現状は、それはできていない部分があるということで。その辺につきまして、今これから子ども園を始めるに当たって、その辺につきましてどのような対策というか、制度の中できちんとやっつけていこうと考えているのか、今現状、どのような動きがあるのかを教えてください。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 前崎委員の質疑ですけれども、昨日もありましたように、おおぞら園等に通っておる発達障害等の子どもも含めて、全て平等、ひとしくということだと思います。現在、おおぞら園につきましては、母子通園施設ということで、発達障害のある方が通っておられるんですけども、現在、市の内部でおおぞら園のあり方も含めて、

どのような使い方をするかということを検討しております。おおぞら園につきましては、母子通園施設という位置付けで、これは来年4月以降も変わりませんが、そこに通ってくるお子さんをできれば5歳児のときには、それぞれの地元の保育園等に通わせるということを目指してプログラムを組むということで、私たちでは現在、内部検討を進めておる状況でございます。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 就学前教育といったら、もうきちんと各地元で学校へつながるために、5歳児というのはもうぜひ進めていただきたいんですけど、そうなってくると、今度から無償でいきますと、地元に通う子は無償だけれど、おおぞら園は今、能登瀬にあるところに通う子は母子通園で、しかもそこに今は保育料のある程度の免除みたいなものがあるんですけど、通う交通費みたいなものとか、いろいろそのほかの面に対しての支援はないわけ——そこを確認します、その辺について、何らかの支援体制は現在はあるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 母子通園に要する交通費の問題かと思えますけれども、現在は交通費に相当する額の支援というのは行っておりません。また、今後のあり方につきましては、先ほど申しあげましたように検討しておりますけれども、その交通費まで支給するというようなところまでは考えておりません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 そうしますと、地元のこども園に行く子は無償で行く、それからおおぞら園に行く子はある程度やっぱり負担も持ちながら、もちろん療育を受けるということが目的ですので行くわけですけど、やはりその中で、あそこまでわざわざ、前は保育料を免除された部分もあるので行くという

ことも考えられるけれど、今、みんな無償で入るわけですので、それはやっぱり地元の保育園に通わせたいという希望があったときに、その希望に対してはどのような対処をするようなつもりでいるでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 先ほど申し上げましたように、5歳児のときに地元の園へ通うということがございます。それが、一つの目標でございます。3歳からおおぞら園に通ったとしても、その子どもの発達具合によって、いつ地元の園に行けるかというのは千差万別があるかと思いますが、まず療育が必要な方のご父兄が、療育の必要性をご認識いただくようにおおぞら園で母子通園をする。それから、最終的には子どもが地元の園へ単独通園できるような形まで、どのようなプロセスでもっていくかということが非常に重要になろうかと思っておりますので、それは現在検討中でありまして、今後、明らかにさせていただきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 今の課長さんの療育の面の大事さというのはすごくわかりますので、今のおおぞら園の体制はしっかりもう一回見直してもらって、本当に行って、将来こういう形に、親としては先が不安なわけですので、こういうところでこれだけの療育を受ければ、この先はこういうふうに、学校に上がる5歳のときには地元に行き、学校へはこういうふうに上がっていけるといって、それをきちんと示せるような、そこをきちんと計画していってもらわないと、やはりそこどころがなし崩しに今のままでいってしまったりとか、不公平感がさらに出るといことは、先ほどの子育てしやすいまちとは大きく違ってきてしまうので、その辺をきちんとここはもし4月にやるなら、このところはきちんとそれまでに提示できるようなものを示さないと、ひとしく就学前教育というのは言葉に

合わないと思いますので、その辺をきちんとやっていっていただきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木司郎委員 先日、市長の答弁で、トップランナーになるというようなことがちょっと話にあったんですが、それが無償化というような発言もあったんですが、そういった非常に寂しい答弁であったと思って聞いておりましたが、要するにゼロにするのが保護者の方たちが求めているのではなくて、本当にこの保育園に預けたら安心だというような保育園を目指していただきたいと思っておりますが、それに対して今どのようなこれからの取り組み、今後取り組んでいこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 基本構想、それから基本計画を委員会等で作っていただいたわけですが、その計画に基づいて、これはうちのこども未来課にとりましては、総合計画のようなつもりで考えております。全て委員会がつくったものに従うというわけではないんですけども、それに従って今後、事業を進めていきたいと思っております。

昨日も答弁させていただきましたけれども、当初の総合こども園構想といいますか、その考え方から若干、国の制度と変わってきましたので、そこで認定こども園法ですか、平成18年に制定されましたけれども、それに基づいてその地域に合った特色のある、創造性のあるこども園制度といいますか、就学前教育をということで進めていくのは全国でもありませんので、その辺でトップランナーといいますか、先駆的に進めるということで表現されたと思っております。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 この案を出してくる間に、担当部局としては、それぞれの保護者、ある

いは現場職員の方たちの意見を聞くために、各保育所等を回っていると思いますが、保育所の中に実はブランコをぶら下げてない保育園があるんですが、その辺はどのように認識をされておるのか、何園ぐらいあるとか、そうしたことを掌握しておりますか。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 大変申しわけございませんが、承知しておりません。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 そうしたことの、ブランコのないような保育園なんていうのは、本来、保護者から見たらどういう思いでその保育園に通わせているかなど。そういうようなことをしっかり見届けていかなければ、本当にその保育園に預ければ信頼して預けられるんだというようなことだと思うんです。保護者の方たちから、うちの保育園にはブランコがないんだよというようなことを言っております。それがどういう理由かはわかりませんが、保育園には、ブランコ、滑り台、砂場なんていうのは、三つはなければならぬ要素だと自分は認識しておるんですが、そこら辺の現場の、そうした保育園の現場も理解してなくて、果たして信頼できる保育園を目指すような指導が担当部長としてできるんでしょうか。一番そこを心配しております。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 即答できなくて、大変申しわけないと思っております。

4月、5月に入りまして、各園を基本計画ができたということで回らせていただいております。それから、今月から、また新たに保護者を対象に、これから全園を回る予定をしております。そういったことで、説明しながらいろんな意見を聞いていくわけですが、またそういった施設等についても、しっかりとまたチェックしていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 財政課長がお金を持ってきていただいております。

本当にその財源は1億7,000万円、市長は病院と国保と言われたようですが、実際そんなところから出すべきものではないと思うので、ですからどこか削って出すんだとしたらどこを削るのか、ちょっとわかたら教えていただきたい。

○鈴木眞澄委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 今、現在予定しておりますのは、市民病院に対する繰出金を見直すということと、国民健康保険の繰り出しを見直すことで、まずは考えているところが1億円でございます。

市民病院の繰出金というのは、そもそも総務省が示します地方公営企業の繰出基準というものがございまして、その中に救急医療の確保に要する経費を算出するというものがございまして、要は、救急医療として空床確保しておく、要はベッドをわざとあけていただきまして、それに対する経費を一般会計でみるという部分がございまして、先般、一昨年だったと思うんですけれども、市民病院の許可病床数が271床から201床に少なくさせていただいております。変更に伴いまして、現在、16床の空床ベッドというか、空床の病床数を確保しているんですけれども、その部分を全体の中の、271床の16床だったものですから、201床に対しては11床ということで、5床分を見直ししていただくかということで、その部分で7,000万円程度の削減ができると考えております。

それから、国保の繰出金につきましては、平成22年度、23年度におきまして、国保の国保税の税額アップを激変緩和するということで、特別の措置として8,000万円を繰り出しておりました。引き続き、平成24年度も8,000万円を繰り出してありますが、この辺につきまして3,000万円程度の改善を平成25年度で行ってきたいということで、合

せて1億円の繰出金を削減していきたいと考えております。

それ以外に残ります7,000万円については、一般財源全体で、市全体でその部分を生み出していききたいということで、個々にこの事業に対して幾ら減額していくということは現在は考えておりません。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 財政課長、見えたので僕からも財政面を聞かせていただきたいんですが、今説明していただいた国保税の関係につきまして、22年度から激変緩和措置ということで8,000万円を繰り出しをしてきたのは、今おっしゃるとおりであります。これは、僕に言わせれば、19年度の国保改正が失敗したんだと。それを激変緩和措置という形で3年間出しておる。それはそれでいいんですが、22年度については財源がないということで、この財源を財調を取り崩してつくっているんです。そうした厳しい状況の中で、あたかも国保会計に繰り出す8,000万円が浮いたから、そちらに25年度は3,000万円を回すよ、26年度は5,000万円を上乗せして8,000万円回すよというような考えであろうかと思いますが、その間に国保税はもう22年度からでも20%余上がっているわけなんです。

そうしたことで、一方は国保の人たち、自営業の人たちが多いわけなんです。そうしたところに負担を課せて、保育園をゼロにしていくという考え方も一つはあると思うんですが、そうした一方の国保世帯の人たちに税負担をしていくということにつきまして、財政当局の考え方、あるいは市民部の同じ担当部長としての考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 今、国保の関係ですけれども、昨年度、附帯決議をいただきました。それで、中・長期の中期のシミュレーション、それから保健事業の見直しとか、要

望等ということで附帯決議をいただいたわけですけれども、いただいてすぐ、特に保健の事業については、これから健康課に保健師を移しまして、そこでしっかりと市の全体の保健事業を見ていただくと。それは、当然、うちが手放したというわけではございません。定期的に連携を図りながら、8月25日でしたか、運営協議会を開きました。その中でも、そういった保健事業についての取り組み、医療費の抑制等について説明させていただきました。

それから、いろんな要望等についても、与党にも今まで以上に要望をさせていただいております。あとは、来年度の話で、まだ予定ですけれども、税の賦課についても、国保税の賦課についても国民健康保険法を担当しております市民保険課で、これは一つの事業だと、自分たちの会計だという意識を持たせるためにも取り組んでいきたいと思っております。

こういったことで、医療費を抑制しながら、25、26年度以降、これからは取り組んでいこうと思っておりますけれども、すぐに結果が出るかはわかりませんが、国のほうでも社会保障・税の一体化のほか、関連法案の関係で、2,200億円の公的投資をされるというような、これは決定されておりますので、消費税が上がるころからうちにもそういった財政支援といいますか、安定的な財政支援なんていうことも話が出ております。これは、先の話ですのでわかりませんが、うちの方としては、そういったことで当初の昨年22%を上げようというのを24年度に11、来年度は11以内に抑えればということで、特別繰り出しの対応はしていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 特別会計や企業会計に繰り出す基準というのは、総務省で示されております基準というものが本来、一般会計が

負担すべき繰り出しする部分だと思っております。

特に、今回の国保会計につきましては、委員さんが言われるように、確かに大変心が痛い部分でございますが、その部分については繰出基準に基づかないものという考え方を財政的にはせざるを得ないというのが今の現状でございます。その部分を少し減らさせていただくことを、初来的にはゼロにさせていただくのが基本的なルールだと財政課としては考えておりますが、なるべくその辺に影響のないような形で削減していきたいというのが本音でございます。ただ、大変微妙な問題でございますので、今はそのように考えております。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 財政当局がそのような考え方でおると、市民の人たちはとても理解をして、保育園を子育て支援にやっぺいこうというような考え方にはならないと思うんです。高齢者の人たちにそういう冷たい態度で接していたら、やはり市民みんな子育てを支援していこうという気持ちにはちょっとなれないと思うんです。確かに、基準はそうなんです、うちよりももっと高齢化率の低いところでも、国保の繰り出しというのはしている市町村は幾らでもあるんです。それは、ただ財政が苦しいからということの言いわけにしか僕には聞こえてこない。やっぱり、こうしたうちの地域性を考えた国保財政を健全化していくためには、一般会計から繰り出すのも仕方がないと思うんです。そうして、地域の人たち、お年寄りの人たちにも負担を少なくして、じゃあその分で見えていこうということだったら僕は賛成なんです、一方で負担は増しますけれども我慢してください、子育てを真剣にやりましょう。これは、いい格好をしているだけであって、ちょっと自分の中で理解をしていくのに非常に苦しい

ところでありまして。そこら辺の、また再度ちょっと聞かせていただきたい。

○鈴木眞澄委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 健全な財政運営をするという部分は、一部では例外部分も必要だと私も考えております。しかしながら、いずれかの時点でそういうものを改修していかないと、例外ばかりを全て認めていくということになりますと、大変、財政運営も厳しくなるというのが正直なところでありまして、ただ無償化するから国保税を上げるという部分になるというのは大変心が痛いというか、私自身もそういう考え方だとなかなか難しいなと感じます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 確かに、そういうのはわかるんですが、国保に繰り出していたものをそちらに回すということは、国保を厳しくしておいてやるということなんです。やっぱり、市長の予算編成の中にも、地域要望はたくさんあるけれども、インフラ整備等、たくさん要望をいただいておりますけれども、厳しい財政状況だから我慢してくださいと言っているんです。それで、ここ数年の一般会計の財政状況を見てみますと、平成18年当時は投資的経費は19%ぐらいあったんです。それが今、11%ぐらいです。それで、義務的経費はどんどん増えていると、もう50%いっているんです。そうしたことで、本当に地域の人たちが、このままの状況、財政状況の中で、理解がいただけるのかという非常に厳しい問題ではないかと思っております。

それともう一つは、昨日、これも市長の答弁でありますけれども、市長本人もゼロにするのは非常に悩んだと、だけど基本計画の3案の中でゼロというのがあったんで、それに決めたというような言い方をしました。これは、もう非常に、市長が最初からゼロにするんだということではゼロになっていけばいいんだけれども、市長はゼロにしようかどうしよ

うか悩んでおったが、こういうものをいただいたから、こういう人たちが意見をくれたからゼロにしたというような、何か一つ言うと責任転換するような形の答弁があったんです。それに対して、当然ここにおられる課長さん、担当部長さんたちは、市政経営会議というところに出て、これを決めたと思うんです。その中で、これをゼロにすることについて、それについていろんな議論があったと思うんですが、そこら辺はどんな議論がなされてこうなったのか、ここまで来る過程で。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 私自身は、市政経営会議のメンバーでございませぬけれども、6月以降の開催された6、7月の市政経営会議で、市長から議員が言われたようなことで、自分は政治判断で行くというようなことを聞いております。それを受けまして事務方も動いて、いろんな案の検討をしたわけですが、あと部長会議においても、市長からこういった削減をするから協力を頼むというようなことも聞いております。そういった流れで、一応しております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、私から2、3点ですけれども、大分、司郎委員さんに私の思いを言っていたんですけれども、ちょっとまず1点先に、財政課長がせっかく来ていただいたんで、もしというか、来年4月からこのこども園制度が発足して、無償化となった場合に、新都市の財政、当然歳入と歳出、歳入があつて歳出があるんですけれども、今、市債と公債費も大分順調にはなってきたんですけれども、実質のパイというのは、もう人口が減少している中では、市税等はそんなに増える見込みは私の見通しではない。

ただ、たばこ税はたばこを吸う方が多くなってくれたかしのれないけれど、単価が突然、一瞬2億円か3億円ぐらいになったのはあるんですけれども、現実、歳入が伸びる要素と

いうのは、私も一般質問でちょっとしたんですけれども、会計監査の指摘どおり、これから27年度以降は地方交付税が本当に10億円近く減っていくという見通しも立っておるし、なおかつ逆じゃないですけれども、歳出のほうを、恐らく無償化しても保育園に係る経費、これはどんどん増大していく。要するに、インフラ、いろんなものも、市内全体もそうですけれども、監査委員の指摘でそうなっている以上は、財源が不足しているのは間違いないと思うんです。その辺をちょっと長期的に立って、ここ10年ぐらいの長期テンポで財政課長の考え方というか、お聞きしたいんですけれども、どんな考え方でおるか。

○鈴木眞澄委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 委員さんが仰せのとおり、市税は余り伸びないだろうと、今のところ予測しております。それ以外の部分につきましても、消費税が10%にアップされるということで、その消費税に基づく財源が交付税にも回っていくということで、交付税自体は若干伸びるのかと。ただし、伸びる部分についても、臨時財政対策債との抱き合わせでございまして、臨時財政対策債として借金をする部分が若干減っていくのかというような見込みでおります。

あと、合併算定替えに伴いまして、10億余の一本算定と、それぞれの旧市町村での算定を見ますと、やはり乖離がありますので、その部分についてはやっぱり行財政改革というのを本腰を入れてもう一度、合併のときと同じような形で本腰を入れて取り組んでいかなければいけないのかと考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私も、いろいろずっと17年以降の財政状況も見させていただいてきたし、監査の意見書等も読ませていただいた中で、本当にこれから社会保障というか、税の一体改革、国もやっているんですけれども、新都市としては要するに高齢化というのを、非常

にこれからも高齢化率は高くなると思うんです。若年層が少なくなって生産能力が落ちてきた中で、やっぱり社会保障に係る、要するに民生費というか、すごくこれから私は伸びると思いますので、減ることはないと思います。今言う歳入は、私は減っていくと思う。

その中で、今、こども園の無償化、3歳児から5歳児。それで、この2億円、3,000万円は何とか出せるということで、1億7,000万円ですか。この1億7,000万円が未来永劫続いていくわけです。やっぱり、やめたと言って、市長がやっぱり有償化しましょうなんて、もう二度とできない話なんです。例えば、市長が変わったって、ほかの市長がやるというわけにはできないだろうと思う、一度無償化したら。これはずっと未来永劫、無償化せざるを得ないと思う。

そのときに、じゃあ、こども園の施設から先生を含めて施設等で、この前課長さんか、教育委員会のときに話の中で、幼保で今10億8,000万円ぐらい、両方で10億8,000万円の経費がかかっているんです。10億8,000万円が減るならまだいいんですけれども、これからは将来に向かってこども園の経費というのは、平行線じゃなくて恐らく右肩上がり、急な上がりはないけれども、徐々に徐々に施設の老朽化もあるし、それからこども園で先ほど障害を持ったとか、そういう療養的な部分もあっていくと、園を支える先生方の経費も余分にかかってくる。そうすると、歳出ばかりは伸びていく、歳入は無償にってしまうというのは、ちょっとどうも私は納得できない。

それで、先ほどちょっと鈴木司郎委員もおっしゃったんですけれども、市長の答弁の中で、三つの案の中で三つ目がなかったらという、あったので市長決断したというような、余りにも市民をばかにするというか、短絡的です、考え方が。そんな考え方で無償化なんかしたら、これは市民は怒ります。その辺に

ついて、ちょっと部長さん、どう思いますか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 うちの方としても、当然、こども園制度をこれから拡大していくと、相当な財政的に見て経費はかかると思っております。その中でうちの部としてできるこども園関係については、統廃合、再配置の一応指針を示させていただきましたけれども、その指針を、これは順番でずっと並べてあるだけですけれども、早期に地元の住民の方とはしっかり話し合いながら進めていく中で、人件費ですとか、いろんな経費も一部下げていけるのかと思っておりますけれども、全体的に言えば、委員さんが言われるように、歳出は伸びることはあるのかなとは当然思っております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと、ほかへ変えさせていただきますけれども、先ほどの一番最初の荒川委員さんの質問の中であったんですけれども、第3案、3案の中の将来そういう、本当に人口増対策というのか、未来に向かってこども園が無償化によって新城に住んでくれる方が多くなるというのか、期待をかけるというのか、予想というのか、話が答弁であったんですけれども、私はあのときも一般質問をしたんですけれども、その質問に入ろうと思ったんですけれども、ちょっとここで聞きませうけれども、本当に無償化にすることによって、市外の人が、若い人がここに住んでくれると思いますか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 数値的に何人増えるということは、なかなか申し上げられませんが、これが新城市にとって一つの魅力となれば、若い人たちも新城市に転居しようということが考えられますので、最低でも今の世代をとどめておく、プラス増えていただくということは、私たちが望んでおるところであります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私も市長とのやりとりの中の答弁で、理想はわかるんです。そういうことであろうと、なるといいなということはわかるんですけれども、現実、この若年層、生産能力のある若い人が新城に住むということは、毎回、毎回、毎度の一般質問でいろんな人が言ってますけれども、やっぱりお年寄りが住むのは簡単な話ですけれども、若い人が住んで、子育てをしようという人たちは、かならずまず第一に就業場所、働く場所がなければ、幾ら無償化でも来ません、働く場所がないと。今、新城市内を見ても、すごく厳しいですよ。あとは、その若い人たちが、住める場所、要するに、いつも質問によく出ている安価な住宅施策、これもやっていない。だから、豊川と新城でこのぐらい新城の値段というのは高いんです。確かに、この基本計画を見ると、3案の中で、3案書いておりますけれども、保育料は確かに他市に比べて、今、新城市は安いけれども、無償化だけで若い人が住んでくれるということは、言葉上の理想はわかるんですけれども、やっぱり働く場所と、それから安価な土地、安い、今、低所得者が多い中で、住宅を建てられるような施策をまずする。それから、あとは若い人たちはやっぱり娯楽です。娯楽というか、楽しむ場所がない。それで、四つ目が保育園の無償化です。この前の三つをやらなくて、無償化したからと、それはそんなに簡単な甘いものじゃない。

そんな無償化って、今、私もずっと市長から出た、ずっといろんな人に来て、若い子どもさんがおる人に来て、話をしました。一瞬は喜ぶんですけど、やっぱり住んで、働いて、生活の糧の就業場所があって、しかも楽しめるところがなければ住みません。やっぱり働いても、多少対価を払っても、子どもの面倒を見てくれるところがあって、自分たちの住みよい住宅を形成できる場所に行き

ますと言っているんです。だから、よっぽど本腰を、これは無償化にさせていただいたときに、数年先というか、私は予測が非常に難しいと思うけれども、しっかりその辺は肝を据えてやっていただかないといけないんですけども、もう一度聞きますけれども、本当に市長の、私が言うと短絡な決断、余りにも3案が出たから、その案にしましたって、市民はほとんど喜んでいないのを、その辺は部長、先ほど今までの経営会議だとか、何とか会議、わかりませんが、部長自身の思いというのはどうなんですか、今、私が言ったことに対して。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 当然、市民福祉部だけ、こども未来課だけが頑張っても、そういったことはできないとは当然思っております。市全体で取り組む定住対策、少子化対策があつてのことだとは当然思います。ただ、これが、言われるようにすぐ働くということが、どういう順番でと言われると、委員さん言われたことも一つあるかと思えますけれども、こども未来課で今、出させていただけます無料化といいますか、それに絡んだこども園、この構想についてちょっと先ほどの繰り返しになりますけれども、一つの大きな魅力だと、新城市の魅力だと思っていただければ、まずは人が来ていただける。それから、順番もありますけれども、とりあえず、例えばですけども、豊川で働いていただいても、こちらの整備が進めばこちらに戻っていただいて就職というのか、それもできるのかと思っております。とにかくうちの課もそうですけれども、市全体が同じような気持ちで取り組まなければならないということは、定住対策についても当然市全体でやることだとは思っております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 このこども園制度は、大人のための制度でもなければ、保育を受ける子

どもが一番この制度によってより質の高い保育を受けられることが、まず無償化は置いておいても、それが第一義であると思うんですけども、そういう観点で、基本保育料を無償化にする時間帯を8時半から3時にすることによって、現場の園で、現場で働く保育士さんの増える負担というか、仕事、発生する負担、こういったものと向き合う覚悟が、それぞれの園の現場で働く園長さんをはじめ、保育士さんにその覚悟があるという確信があるんですか。それをもとに、この制度を無償化も含めてやっていくという判断なんですか。

それと、もう一つは、アンケートについて、無償化について賛否はあったと聞いていますけれども、私が聞いているのは、一般質問の答弁で、保育士さんからの賛否はあるという、賛否の意見はあるということは聞いておりますけれども、このアンケートの結果というのは園にフィードバックしているんですか。それぞれの園の園長さんなり責任者の方に、この保育士さんのアンケート結果というのはフィードバックして、こういう結果であったということはフィードバックして教えてあげているんでしょうか。その点、伺います。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 先ほど言いましたように4月、5月に基本計画が出た時点で、各園を回らせていただきました。それから、8月末に現場の職員に文化会館に集まっていたいて、市長、それから教育長の講話をいただいたということでもあります。その中で、アンケートをとらせていただきました。今現在は、ペーパーでこども未来課がまだ管理して、中身を集計といいますか、チェックをしております。ですから、その中身についても、まだフィードバックはしておりませんが、やはりいろんな意見がございました。無償化についての意見、それから市長の講話を聞いたから私はやる気になったという意見も

ありますし、いろんなご意見は出ております。ですから、これは今集計しておりますので、また早期に園に返したいとは思っております。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 今、集計をしている状況を、しっかりと集計できていない段階で、園にもそういう報告をしていない段階で、議会にも当然それはわかりませんし、そういう中でこの条例を、議案を議決するというのは、非常にちょっと判断材料として、私たちも現場の声は当然、自分なりに聞く努力はしておりますけれどもわからない。その点について、ちょっと後手に回ってませんか、そのアンケートなりの集計、それから園への周知、それから議会への報告、その点はいかがですか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 計画ができた時点で動いたわけですけれども、なかなか料金といいますか、保育料がなかなか決まらないということもございまして、時間等が大分たったということは実際ございます。委員の言われますように、いろんなことが後手に回ったというのも言われるとおりではあるかと思っております。早急に、先ほどのアンケートについてもお返ししながらしていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 先ほどから聞いておると、なぜか人の財布を当てにして運営していくように見えるんですが、やっぱり、今さっき言われた3万4,000円、3歳児2万100円、平均1万5,000円という金額ですけども、いきなりただにする。ゼロだと、本当に、確かにゼロならば喜ぶかもわからないけれども、本当にその人たちが納得するのか。ある程度、応分の負担、例えば半分とか、もともとゼロの人はゼロでもいいかもわかりませんが、幾らかの負担はやっぱりしていただいたほうが・・・、しっくりする気がするんだけど。なぜ、市長がそこでゼロに、ただにしたのか

という、はっきりわからないけれども、さっき小澤さんが上がったときに、ゼロというのを簡単に決められておるのが、それを考えると。それで、部長、ある程度負担はなくて、ゼロでやってみるといふ確信があるんですか。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 この条例改正を出させていただきましたので、当然、そういった気でやっていくというつもりはございます。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 じゃあ、ただでやるような計算で、ここに載っておるんですが、8時半から3時までがただだと、こういう非常に難しく、この時間帯が。多分、この時間に、昨日質問があったように、おやつも出るだろうし、そうするとここで3時におやつがびしょと、2時50分のときに、さあ帰れではないかもわかりませんが、おくれて出てくると3時過ぎてしまう。それでは延長保育になる。延長するのか、そういう、どういう時間帯を持つのか、タイムカードをそのまま押すのか、母親が押すのか、朝もそうだけれども、時間によって親が早く来だけれど、中に入れなくて門の外で待っておるのか、そこら辺をどうしていくのか、まだ決めていない、時間帯というか。本当に、例えば今までの4時だったら、多分いいかもわかりませんが。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 基本保育時間の8時30分から午後3時までの間のところの6.5時間ですけれども、その中に登園、降園に要する時間も全て含んでおりますので、そうした考え方です。園に入るのが8時半、園を出るのが3時までということなんです。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 そうすると、昨日言ったように、おやつが3時に出てきたらどっちをとるか、もらってから帰るのか、もらわずに帰るのか、子どもなりにけんかになるんじゃないかと、そこらはどうしよう。

○鈴木眞澄委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 現在、おやつの問題ですけれども、おやつは基本的には今、事務方等では3時以降に出すということでございます。基本保育時間ではなく、延長になってからおやつを出すと考えております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 私もこの制度に対しては、本当にゼロ歳から18歳まで、大事な部分をきちんと市が保障するというので、この制度自体は大変早く進んでいくことを願っています。その中で、基本計画を進めていく中で、子ども園を無償にすることが、例えば部長さんは今、質を上げるというようなことを言われました。この部分を無償にすることによって、どこがどういうふうになるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 当然、いろんな考え方の保護者が出てくると思います。3歳から5歳は、ほとんど100%近いような方が入園していただいておりますけれども、今後はそれは続くと思いますけれども、ただ、ただなんだからというようなことで考えている保護者の方、それからそれによってまた子育てを放棄されるというようなことが若干でもあるのかという気はしておりますけれども、そういったことよりも、園全体の質というのは上げて、何回も言って申しわけないですけども、本当に新城市の一つの魅力の園づくりというのを優先すれば、そういったことは徐々に解消されていき、本当に新城の子どもというのが定着していくのではないかと考えております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、今まで私も、今回は一般質問から前崎委員さんの一般質問、それから今日のいろんな質疑を聞かせていただきまして、第93号議案 新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正は、反対の立場で討論いたします。

この条例等の一部改正は、現在、国は廃案と、こども園については廃案ということになって断念したわけでございますけれども。その中で、新城市が鋭意、それでもこども園を幼保一元化して独自にやっ払いこうと、この努力と制度に関することは、私はある程度、理解はするわけでございますけれども、ただ今回の条例の中で、基本保育料の無償化という点について、財源と、それから財源の歳入歳出を含む制度の中の無償について、非常にちょっと疑問が生じております。

今回出た市長の余りの唐突な決定発言、第3案が出たから、第3案に政治的な決断でしましたので。私は、新城市政を預かる市長として、新城市民の5万人、今、外国人も一緒になったから5万人ちょっと越したと思うんですけれども、本当にごくごく一部の方の利益につながる。税というのは、やっぱり公正公平に市民に潤うのが本来の姿だと思いますし、その対象の方々と私も話をさせていただいた中では、「負担するのが当然です」と、「子どもは働きに行っているのに、やっぱりその対価として子どもを預かってもらっているのですから、払うのは当然です」と、高い、安いは別としても。

その辺から——、それからあとは財源。それが、先ほど財政課長に来ていただいて、今後の見通しを私が確認させていただきました。やっぱり、今後、高齢化社会どんどん向かっていきます。若い人はもう少なく、若年層は

少なく、高齢化でどんどん社会保障は増えていきます。そんな中で、恒久的にもう無償にしてしまうということは、財政として成り立っていないのではないか。今、ちょうど公債率とか経常収支比率、ぎりぎりのラインだと思うんですけれども、これからいろんな投資的経費というか、物すごくかかってきますので、いろいろ考えてみますと、年間2億円の財源が未来永劫に失ってしまうということから考えてみると、どうしても納得できる条例じゃないということで、もう少し時間をかけていただきたいということもあります。

そんなことで、本会議でもまたはっきりものを言葉であらわしていきますけれども、この第93号議案 新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例等の一部改正は、反対とし、討論とさせていただきます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 私も、この条例自体にはほかの部分、制度、こども園につきましてはもう大賛成でしたけれども、この無償化については随分悩みました。ただいま、いろんな話を聞きながら、確かに財源の問題とかはあるんですが、今、国自体が子どもにかかる税の公平さみたいなのを考えたときに、やはり日本は子どもに向けるお金のかけ方は少ない、これはもう事実だと思います。そんな中で、本当にこれは大丈夫かということはありません。確かに、財源の問題、それから現場の声の問題、あと市民の理解の問題、それからまず行政側がみんな一方向を向いて、ちゃんとこども園を本当にやっ払いけるのかという問題、それから地域の理解、それから一番心配するのは保護者の理解、保護者がただで入れるということの理解。

ただ、私がある意味これに賛成するのは、これによって家庭に対してでも、それから地域に対してでも、それから園の先生たちに対

してでも、基本的な保育の部分はきちんとした教育の部分であるということで、お金は市がきちんと見る。しかし、今回、延長の部分は見直しをして、お金をかけました。だから、そういう部分については、きちんと各家庭が子どもの保育についてお金が少し負担が多くなったわけですから考えてみる。これは、今、家庭教育が問題になっている中で、一つの問題提起ということにもなるんじゃないかということで、さまざま、いろいろ問題はあるんですが、今回、こども園制度をやることによって、今、こども未来課ができました。その中で、保健師さんが増えました。それから、幼稚園の先生が来ました。つまり、今までなかなか連携のとれなかった保健師さんがそこにつく。それから、教育の部分で、制度の検討の中には教育委員の方も入られましたけれども、ある意味少し連携がとれた部分もあることは認めます。ですので、さらにこの制度をきちんとやっていってもらうためには、ある意味きちんとした市の責任、家庭の責任、それから園の先生たちの責任、ここを明確にするためには、私は無償であるということも考えられるんじゃないかという考えになりましたので、この条例につきましては賛成意見を述べたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありますでしょうか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木眞澄委員長 起立少数と認めます。

よって、第93号議案は否決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 新城市民体育館の設置

及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、これは確認事項で申しわけない。

新城武道場というのは、済みません、見に行けたけれどないような気がする。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 武道場ですが、はつらつセンターへ入っていくと、右手にございます柔道等やれるところですがけれども、旧の新城警察署の武道場だったところがございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 例えば、それを今度、体育館壊した時に使おうと思うときは、どこに届け出て、管理の状況というのはどうなってくるのですか、ちょっと教えていただけますか。

議案とはちょっとずれて・・・。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 現在も市民体育館の分館という扱いで、あそこはあります。使用につきましては、スポーツ課が管理をしておりますので、そのところに申し出をさせていただいて使っていただくというような形でございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今度、そのスポーツ課が移動しますよね。どこに移動して、そこまでかぎをとりに行くんですか。ちょっと、議案からずれているけれども、参考に。

○鈴木眞澄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 ただいま、加藤委員さんがおっしゃったのは、これで来年度になるとあそこは解体をする。そうすると教育委員会の事務局が引っ越しというか、現在のところ鳳来総合支所の中に引っ越しをする予定でございます。遠くなるものですから、かぎ等につきましては、本庁舎の宿直に置いて、わ

ざわざあそこまでということをやっけて対応したいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 3 時08分

再 開 午後 3 時09分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

新城市体育協会代表者、松山好弘氏から提出されました「総合体育館建設促進に関する要望書」を議題といたします。

本日は、参考人として松山好弘さんのご出席を得ております。

また、参考人の補助者として杉浦吉春さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願い申し上げます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関してご説明をいただき、ご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えしていただくようお願いいたします。

それでは、松山好弘さん、よろしくお願いいたします。

○松山好弘参考人 それでは、よろしくお願いいたします。

せんだって、書類として出させていただきました要望書なんですけれども、取り上げていただきまして本当にありがとうございます。

私たち、約3,800名ほどいるんですけれども、合併当初はもう少し多かったんですけれども、やっぱり合併して範囲が広がったことによってお年寄りの方の参加が減ったというようなことで、また違った方面で活躍をし、今年あたりまた少しずつ、もう一度参加していただくというような形になりつつありまして、会員も少しずつ増えつつあります。それなりに頑張って、会員も増やしていきたい、約全人口の1割ぐらいを目標に頑張っていきたいと思って、頑張っております。

それにつきまして、今度、新庁舎の建設に伴って既存の体育館がなくなるということで、非常に危機感を持っておりまして、なぜかと申し上げますと、やはりいろんな会議もあるんですけれども、アリーナ施設が現在のところは全然機能していないんですけれども、それはほかの体育施設、あるいは学校の体育館等をお借りして賄ってはいるんですけれども、そういった意味でアリーナを拠点にする。そして、もう一つはその事務的な運営について、やはり会議室を使わせていただきたい。それが、やはり何ととしてでも、年間結構、資料もつくってきたんですけれども、たくさんの会議があるんです。その中で、皆さんのご意見を集約しながら活動の方向をつくっていく。それには、どうしても会議が必要だというこ

とで、その会議室も欲しいということと、もう一つはここは市でありながら、やはり田舎の部分、田舎の色が強くて、この体育、スポーツに関して僕たちが常々思うことは、現在、僕も愛知県の体育協会の理事をさせてもらって、中央に出ていくんですけども、そういったところで話をいろいろすると、どうしても都市部と田舎のギャップです。

常々、一番感じることは、議員さんも皆さんもテレビでご覧になると思うんですけども、特にバレーボールなんか、都会ではああいった実業団、あるいはプロに近いようなVリーグの選手たちのプレーに直接、接するような機会もたくさんあると思うんです。ところが、田舎に来るに従って、そういった施設もない、あるいは体育館もないというようなことで、本当のすばらしいプレーというのを市民の方に直接見ていただく、あるいは学生の人たち、これから伸びていく人たちに本物を見ていただきたいと思うんですけども、なかなかそういう機会が得られないんです。誘致するにしても、前の旧鳳来、ふれあいパークもグラウンドがあったんですけども、練習には使っていただけるんです、ソフトボールなんかでもそうですけれども。実際の試合になると、やはり都市部から遠いということで集まりにくいとか、運営がしにくいということで使っていただけないというようなこともありまして、いろんな、できてもジレンマがあるというようなこともありましたけれども、今度新しく、もし体育館がつくっていただければ、そういったこともぜひいたくはないけれども、せめてそれぐらいの、実業団クラスのプレーができるような体育館をつくっていただけたらありがたいと思うんです。

やはり、僕たち大人だけじゃなくて、学生、あるいは生徒、子どもたちにもそういったものに触れていただく、そういった機会も体育協会の役割として、後進を育てていくという

ことも考えてますので、ぜひともそこら辺をお酌みいただいて、前向きなご検討をいただけるとありがたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○鈴木真澄委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承願います。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、1点ほどお聞きしたいというか、私も非常に若いときからスポーツは大好きでございまして、屋外屋内とも非常にやってきたんですけども、今回の確かに庁舎建設に伴って体育館がなくなるというのは、私自身も寂しいなと思ってるんですけども、体育協会としてこれから、先ほど会長さんが言われたように、やっぱり若い子どもさん方や成長過程の人たちに、本当に一流のものを見せるというのは私も大事なことだと思っております。それによって、新城のスポーツ人口とか、いろんなところで助かるというか、市も発展していくということもありますので、今回、この要望書を出した中で、体育協会としてもこれからいろんな種目がたくさんある中で、特に屋内、体育館の関係からいくと屋内スポーツになるかと思っておりますけれども、協会としては屋内競技に対する強化というか、どういう方針で体育館の必要性という、会員クラブ、いろんな所属クラブがあると思うんですけども、そういうところにももっともっとこれから体育の充実を図っていく強い気持ちがあるのかどうか。

○鈴木真澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 お答えさせていただきます。

今言われたとおり、例えば、インドアスポーツで一番わかりやすいのがバドミントンです。バドミントンなんかだと、やっぱりシャトルが軽いものですから、窓を閉め切るんです。夏なんかだと、競技をする以前に、まず我慢大会みたいになってしまうんです。どうしても、小学校とか場所が限定されますので、その体育館をお借りするんですけれども、スペースが狭いものですから、人間が入って戸を閉め切ると、もう本当に先ほど申し上げたように、我慢大会になるんです。そういったことも含めて、少しでも恵まれた環境の中で、スポーツそのものを楽しみたいというようなことも思いますので。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 その強い気持ちもよくわかりました。

もし、この要望等に関する、体育館の建設の規模というのは、望んでいる大きさというのは、当然、今の体育館は昔の施設の大きさですのでかなり前、今までの体育館は面積的には狭いと思うんですけれども、やっぱりある程度、一流の方を招いて市民に見てもらうとなると、それ相応のエリアというか、大きさがないとだめだと思うんです。そうすると、当然、市としても莫大な建設するには費用もかかってくるという中で、今、体育協会として、屋内スポーツの最大限取り入れる面積はどの程度の、例えばバスケットが3面とか、バレーボールのコートが4面だとか、どの程度の、この中には書いてないですけれども、建設に関する中での希望というのか、そういうのをちょっとお聞かせいただければありがたいです。

○鈴木眞澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 そうですね、先ほども申し上げさせてもらったとおり、ぜいたくなものを望んでないんですけれども、アリーナ施設、アリーナの面積はやはり最低でもバレーボールが4面、そのぐらいの規模を希望して

います。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 先ほど会議室を会議の回数が多いので使わせていただきたいということで、これは現体育館にある会議室を使われていることだと思うんですが、代替の規模の会議室の利用によって可能なかどうかという判断のために、大体、会議の人数、多いとき何人、少ないとき何人とか、その辺のことがわかれば、ちょっと参考に教えていただきたいと思います、おおよそで結構です。

○鈴木眞澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 それでは、ちょっと資料もありますので、つくってきましたのでご覧いただければありがたいんですけれど。

よろしいでしょうか、8ページに一覧にしてございますけれども、人数が4,313人、日数が154日と、これだけ使わせていただいております。たまには、どうしても場所がなかったりすると、文化会館の部屋を借りたりとかもあります。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 スポーツをする年齢でいうと、お子さんから若い人、いろいろいるんですけれど、昼間に使いたい人の年齢がだんだん増えてくると思うんです、退職された方とか、健康志向も高いということで。今現在は、昼間に体育館を使って運動をしたい方は、市民体育館が使えるんですけれど、それ以外で体育館を使った運動をしたいというような場合、現在はどこかで使っていることがあるのか、それともその辺は無理なので諦めているのかお伺いします。

○鈴木眞澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 お答えさせていただきます。

現在は、ここの体育館は、下が堅過ぎて全然使えてないんです、申しわけないんですけ

れど。それで、そうすると必然的に学校の体育館をお借りするということになるんですけど、普通の日にはちょっと無理ですので、日曜日とか夜間に限られています。ですから、一般の大人が体育施設、体育館施設を使って、このアリーナの部分で練習をすとかっていうのは皆無です。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 会議室の回数はたくさん使われていると思うんです。しかし今言われたように、上の運動場といいますか、コンクリが貼ってあって、非常にどちらかという使いにくいようなものが建っているわけなんです、あそこへ建てるわけにはいきませんが、場所としてはどこら辺を希望しますか。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 体育協会として、一番、今いい場所にあるんですけども、もし希望があったらどの辺が希望されるかという。

○鈴木眞澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 物すごく勝手な希望なんですけれども、例えば県営の総合グラウンドがありますよね、あそこが競技場があったり、グラウンドがあったりしますんで、あの近くにあると今度はインドアがあって、アウトドアのグラウンドがあると。そこら辺が一番理想かという気はするんですけども。

○鈴木眞澄委員長 荒川修吉委員。

○荒川修吉委員 そこに行くかどうかわかりませんが、聞いとかなないと、どこだと、体育協会はここだといっていたということ。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の質問に続けて申しわけないけれど、今度は私の要望じゃないですけど、要望を言ってはだめですけど、確かに理想はいいと思います、あそこ。やっぱり、そうすると大分、東に偏るかという気持ちもするので、昨日、おととい、一般質問の中でも中西議員がやっていただいたんですけども、桜淵のスポーツ公園を生かしたあの周辺

という、南部地区にというのは、その辺は体育協会はどうでしょうか。桜淵いこいの広場周辺のああいうところにスポーツ広場として屋内体育館を建設するというのも考えられるかと思ったものですから、一般質問させていただいたんですけども、協会としての思いは。

○鈴木眞澄委員長 松山さん。

○松山好弘参考人 確かに、加藤先生がおっしゃったとおり、あそこも桜淵のグラウンドですね、ゲートボールはそこでたくさん大会を行っているわけです。

○加藤芳夫委員 グラウンドだけ残して、その周辺に建てたらどうかと。

○松山好弘参考人 そうですね。皆さんはあそこをいろんなところから言われると、東三河のちょうどへそみたいな位置になりますので、とっても使い勝手がいいから、桜淵は本当に助かるというお話をよく聞くんです。ですから、第一希望はあっちなんですけれども、あそこら辺の桜淵のところも十分広さがありますので、駐車場もありますし、あそこら辺でも十分だと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了します。本日は、まことにありがとうございました。この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 3 時 24 分

再 開 午後 3 時 29 分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者代表、小田栄氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、「愛知県の私

学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」及び「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として小田栄さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として豊川高等学校の先生で井上要司さん、野村光子さん、加藤秀隆さんのご出席も許可してあります。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関してご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑をお答えいただくようお願いします。

それでは、小田栄さん、よろしく申し上げます。

○小田 栄参考人 済みません、座ったまま失礼いたします。

私のやはり子どもを私学の学校に行かせている場合は、すごくやっぱり私学の授業料とか、そういうものがかなり負担になってきます。私の子どもは、もう今3年生で、あと少しすると出てしまうんですが、これから私学に行かれる生徒さんの親御さんも同じ状態です。ですから、少しでもその親御さんの負担を軽減されるよう助成金をお願いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 野村光子さん。

○野村光子参考人補助者 では、済みません、補助者ということで、私は野村と申しますけれども、少しご説明をしたいと思います。

資料をちょっとたくさんお持ちしたんです

が、カラー刷りの資料をまずご覧ください。

一つは、ピンク色が左側にあるんですけども、今月の29日、30日、豊川の学園フェスティバルということで、子どもたちの学園祭、それから今回、地域の、すぐ隣に商店街があるんですけども、そちらもまちの活性化を狙って、今年20周年になるんですけども、合同でお祭りをしたいということで、同日開催、生徒たちも地域の方も一体となった活性化の2日間をつくりたいということで、今、準備をしています。

それから、大きなチラシが、ちょっと数が足りなかったかもしれませんが、大きなチラシがお手元にありますでしょうか。高校生、子どもたちのいろんな面での能力を引き出す、いろんな活躍の場を通じて全面的な人間的な成長を図りたいということで、私学もお互いに協力し合って催しをしています。今年の秋は、そのチラシにありますように、全21会場で子どもたちを中心に、地域の方々、保護者、それから教員が一体となって、大きな文化のお祭りをつくっていくということで準備をしています。

各学校の中だけでなく、お互いの学校同士、地域の方と協力し合って、子どもたちの成長を図っていきたいという取り組みなどを進めて、私立学校はいろんな取り組みをさせていただいているということです。

その中であって、私学の助成金について、本当に新城市の議会の皆さん、市長さんをはじめ、役所の皆さんには本当にお世話になっています。

具体的なところで、ちょっと資料をお持ちしたんですが、まず、ちょっと数がなくて、私学助成を進める会ニュースという、ホッチキスでとめたものは3部しかお持ちしていませんので、これはほかの市町村の助成金の様子がまとめられているものですので、またご参考にしていただければと思います。

1枚の新城市の私学助成金拡充のお願いと

いう資料で、少し説明をさせていただければと思います。

先ほど申し上げたように、私立学校は、高校生たちのいろんな力を引き出したい、社会に出ていろんな場所で活動、活躍できる人材を育てたいということで、さまざまな取り組みを行っています。そういった活動、教育の場を保障していくとか、つくっていくために、国、県、そしてこちらの新城市さんから貴重な助成金をいただいています。

愛知県の助成金について、ちょっとそこに資料がありますが、愛知県から各ご家庭、私学に通っているご家庭について、こんな2009年からの金額を少し並べさせていただきました。所得によって甲1からその他までランクがあるんですけども、ちょっと表が見づらいかもしれませんが、2009年については県負担分、愛知県から各ご家庭に一番左の縦の列、この金額が助成金として家庭に支給していただきました。2010年から国の就学支援金が実施されるようになりまして、2010年と書いてある下のところが愛知県から各ご家庭に支給されている金額ですけれども、その中に国の就学支援金分と愛知県の単独分とが含まれています。愛知県の単独分だけの数字が、県負担分と書いてある下の欄になります。つまり38万2,800円、甲1ランクです。38万2,800円から14万5,200円を差し引いた分は、国の就学支援金だということになります。というふうに、同じように2011年、2012年この表はご覧いただきたいと思います。

愛知県以外のほかの他府県ですと、それまでの県の助成金に国の就学支援金を上積みして各ご家庭に支給していただいている県が圧倒的に多いんですけども、愛知県については県単独分を減額しての支給ということで、2009年から2012年まではご考慮もあって増額は少しずつされているんですけども、余り増額されていないという形になっています。

新城市についていきます。

ちょっと、記載に誤りが幾つかありますので、申しわけありませんがお願いします。

県がこのような支給でされていて、新城市については、その県の助成額の20分の1ということで、私学に通っているご家庭に支給をしていただいています。

2行目の「2009年度までは」のところ、ちょっと削除していただきたいと思います。ちょっと、豊川市との資料が混乱しまして、申しわけありません。「2009年度までは」から、その下の行の「20分の1となり」というところを削除していただきたいと思います。そこまで、文章の削除をお願いします。「2009年度までは」から、「20分の1となり」の文章は削除していただいて、「下表のように」となります。

下の表のように、新城市の助成額は、幸いに増額をしていただいているという形になっています。これは、本当に私たち私学の立場の者は、心から感謝をしています。実際に、そこに助成金の金額がありますけれども、豊川市だとか、豊橋市については、さっきありました県の単独分の10分の1ということですので大幅削減のところを、新城市については大幅増、特にその他のランク、年収830万円以上のところについても支給がされているということで、非常に感謝しています。

もともと、公立学校、私立学校関係なしに、所得に関係なく授業料負担分というのは、なるべく少なく、もう今、義務教育化、ほとんど9割以上の子どもたちが公立、私学関係なしに高等学校に進んでいますので、半ば義務教育的なところがあるんですけども、所得に関係なく授業料負担が軽減されるということは、私たちの教育の機会均等を求める願いからいっても非常に大きな、貴重な新城市さんの施策だと考えています。

ところが、国の就学支援金が支給されて、公立の子どもたちはもう実質授業料が無償になるんです。ということは、私たちは、公私

格差の是正という願いも強く掲げているんですけれども、公私格差の是正というところからいくと、私立と公立の授業料負担については大幅に開いてしまった。それが、一番右のところになります。2010年以降と書いてある欄になります。公立と私学の格差については、一番右の数字です。幸い甲1、甲2ランクについては、もうほぼ授業料負担分が全くゼロ、無償と同じ形になるんですけれども、乙1、乙2、その他ランクのご家庭については、公立との格差が2009年度よりも2010年度以降が大幅に増額しているという形になります。

こここのところですよ。私たちの公私格差の是正、それから子どもたち、あるいは中3のご家庭が、どこの高校を選択するかというときに、どうしても費用の面、授業料の面で私学は高いからということで敬遠されがちなところ、やっぱりその子にとって伸びる、その子にとって合う、あるいはカリキュラムとか、学校の雰囲気とか、そういうところで高校選択をしてほしいと願うところなんですけれども、実際は授業料の問題が大きな足かせになってしまっているという事実があるわけです。

何とか新城市さんで、この東三河でいうと本当にすばらしい授業料助成制度を今持っていていただいているんですけれども、また何とか善処をしていただければということと、国、愛知県について、さらに私学助成、国についてはここ数年、毎年私学助成については増額していただいています。これは、各市町村さんから意見書の採択をしていただいているからではないかと、こちらは厚く感謝しているわけなんですけれども、国と県への働きかけ、それからちょっと参考に豊橋市を見ていただきたいんですけれども、3番に豊橋市の私学助成制度とありますが、豊橋市さんは今年、ちょっと拡充していただいたんです。どこが変わったかというところ、乙1ランクのところの特に乙1のランクを半分に分けて、所得の低い半分のご家庭について助成金を増額していた

だけることになりました。そこにありますように、乙1の上のほうです。年収約480万円未満程度のところが、2万3,000円になっています。甲2よりも高い金額になっているんですけれども、こんなふうを増額していただいたという経過もあります。

というところで、ちょっとほかの近隣の市町さんもどうなっているか、先ほどホッチキスでとめた3部しか持ってこなかったものですから申しわけないですけれども、それぞれ市町村ごとに施策もいろいろ考えてみえろと思ひますし、地元の子どもたち、この前、市長さんのところに夏に陳情させていただいたら、地元の公立高校を大事にしたいと、ごもつともだと思ひます。まちな高校、東三河の子どもたちをどうしたらいいかというのは、ごもつともだと思ひます。そこをぜひ、豊川市ですから隣の町にはなるんですけれども、東三河の子どもたち、名古屋とかほかの地域に流れずに地元で育て、地元に戻って、地元で働いてくれる、そういう子どもたちをつくるという点でも、ぜひ隣の町ですけれども豊川市にある豊川高校にも目をかけていただいて、私学助成の拡充ということで、豊橋には桜丘、豊橋中央、藤ノ花、それから奥三河には黄柳野高校というところもありますが、ぜひそういった視点でより一層、またいろいろお考えいただければと思ひます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承願います。

質疑はありますでしょうか。

荒川委員。

○荒川修吉委員 先ほど、ちょっと気になっ

ていたところがあって、この説明があったんですが、豊橋市の私学の助成制度で、甲2は2万1,300円、乙1は2万3,000円、これは何か理由があるんですか。

○鈴木眞澄委員長 野村光子さん。

○野村光子参考人補助者 甲2よりも多くなってしまったというのは、恐らくで申しわけないんですが、実質、甲1、甲2のところについては、そこに3万9,200円、2万1,300円とありますけれども、授業料負担分まで助成金が支給されれば、それを超す金額については支給されていないというのがありまして、実質、これだけの予算を組んでいただいているんですけれども、甲1については3万9,200円、甲2は2万1,300円、満額支給されてないんです。それまでに授業料が無償になるんです。県からの助成金、それから豊橋市さんからの助成金を出していただくと支給されません。

ところが、乙1ランクになると、授業料が実質無償になるまでには相当金額がありまして、なるべく480万円未満のご家庭も相当な負担増になりますので、そこを何とか厚くしたいということで、実質支給されていきますので、結果的にこういう金額になっているという。なぜこの金額になったかというところまでは、私のところでは判断しかねますけれども——、という経過です。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 先ほど、他県では、助成の金額は増えて、加算されているんだけど、愛知県はその分減らされている。ここについては、なぜそういうようなことになっているかは、情報として持ってみえたらお願いします。

○鈴木眞澄委員長 井上要司さん。

○井上要司参考人補助者 実は、2009年のところで、当初、国が私学を含めた高校無償化という形では政策を出されていたんですが、リーマンショックがちょうど入って、その結

果、公立高校だけの無償化の政策転換がありました。それは、愛知県でも同じように、トヨタがかなりの税収のところを占めていたということもあると思うんですけれども、県も大幅な赤字だということで、ずっと県からも話をされておりましたので、そのところの関係ではないかと。ですから、それまでの現状を維持するという形で、この分を減らした形で政策をされたんじゃないかと思います。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 そこまでの愛知県の私学に対する助成が大きかったという、これは例えば愛知県と例えば岐阜、それから近県と比べてときに、今現在はどんな状況でしょうか。

○鈴木眞澄委員長 井上要司さん。

○井上要司参考人補助者 直接、授業料の助成につきましては、それまでは愛知県というのは全国でもトップの助成をいただいております。ただ、経常費、二つあります、直接助成と経常費助成と。学校の経常費につきましては、今年のほかの県との比較をすると、愛知県は下から5番か6番目ぐらいなんです。その辺のところはどう考えられているのかわかりませんが、確かに総額では同じような形の水準になっているかと思います。

ただ、今回の就学支援金というのが、私学に通うご家庭への負担を減らすということで、例えば大阪なんかは年収で680万円ぐらいが無償という形の政策をとられていたり、他府県でもそういう形で、国の予算がそのままついた形での新しい制度をつくられてますので、その辺のところ、この間、県にもいろいろ要請文を出しておりますので。公立と私学の家庭の負担をなるべく差を縮めるということで働きをしております。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 済みません、これは示してもらった資料ですけれども、ちょっと自分の

手元の資料とちょっと違うわけなんですけれども、甲1だと1万9,540円と書いてあるけれども、自分の資料だと560円になっておるんじゃないかと思うんです。甲の2もそうですけれども、1万9,560円。

それと、本市の場合の助成をする所得基準、これはうちは生活保護世帯だとか、前年の所得割額がどれだけというような世帯区分になっておるんですが、これは県下統一のデータをつくるための形でこういうような年収の基準で示されているということでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 井上要司さん。

○井上要司参考人補助者 そこは、先ほど質問はしないと言われたんですが、実はこちらの先ほどとじた資料なんですけれども、県の進める会が毎年それぞれの市町村に質問というアンケートをとらせていただいて、それを集計したものなんです。その中では、新城につきましては、こんな形でしか書いていないんです。ある方、済みません、申しわけない、8ページの上から二つ目、稲沢市の下に新城市があるんですが、備考のところを見ていただくと、「平成23年実績と平成23年新入生をベースに人数積算、区分については過去3年程度の実績を按分」、こういう書き方で、僕らもちよっとわからなくて、詳しいところが、できればそれを今日ここでお聞きできればと思って。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 平成22年度から無償化に伴って、私学の就学支援金制度というのができてきて、これを見させていただきますと、県下の中でも数カ所が22年度より廃止というようなどころが出ておるんですが、こうして今年、ずっと回られておって、ほかの市町村の動向とはどんなものでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 井上要司さん。

○井上要司参考人補助者 実は、就学支援金が出たときに、幾つかの市町村で廃止ということで、決定されてから僕らが知るという形

になりました。それから、いろんな市町村という形でお話に行って、いろいろ説明をさせていただいたところ、就学支援金が出たんで私学も出たと思われているところもあったんです。

その間、ずっと何年か、3年たっていますけれども、今年、今年度から拡充されたところが、東郷町が2011年度、昨年度に廃止になったのが、今年度は一律に全員に1万円という形で復活をさせていただいています。それから、豊明市は拡充ということで、かなり大幅に拡充していただきました。それから、豊橋は先ほどあったとおりです。それから、岩倉市も、2,000円程度増額をさせていただいております。

ですから、現在も廃止になったままのところは6市ございます。そこにつきましては、同じような形で陳情とか、働きかけをさせていただいております。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 助成金を拡大しているところは、待機制度というか、各それぞれのところによっては、やはり高校の規模、数と、それから生徒の数との関係で、近隣に通いたいという生徒がいたときに、やっぱり私学の力を借りなければいけないということがあると思うんですが、新城市の今の公立の状況というのは把握してみえますでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 井上要司さん。

○井上要司参考人補助者 いろいろと近いところで、新城高校、新城東さん、それから作手でいろいろありますので、その辺は十分存じております。

先ほど野村も申しましたように、狭い地域ということではなくて、ぜひ大局観で、この東三河全体ぐらいまで視野に入れて、子どもを育てるというところで立っていただけると非常にうれしいなど。本当に教育は、未来の社会を育てる子どもをここで何とか育てるといいますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 3 時56分

再 開 午後 4 時00分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

新城市教員組合執行委員長、丸山哲丈氏、他257名から提出されました「定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として丸山哲丈さんのご出席を得ております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いをいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えしていただくようお願いします。

それでは、丸山哲丈さん、よろしく申し上げます。

○丸山哲丈参考人 それでは、失礼します。

新城市教員組合執行委員長を務めております丸山と申します。本日はお忙しい中、陳情の趣旨説明の機会を与您にいただきまして、まことにありがとうございます。

早速、今回の陳情についてご説明申し上げます。

愛知県教員組合では、今年度も国に対して、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、県下各地区の教員組合において、県議会、並びに各市議会に対して意見書を採択していただくための請願、陳情活動を行っております。

定数改善計画の実現につきましては、本年度、法改正を伴う法制化は見送られたものの、加配措置による小学校第2学年の35人学級が実現しました。これにより、小学校第1学年と第2学年、中学校の第1学年が35人学級を実現しております。35人学級の大きな利点は、教員と児童生徒との関係がより緊密化し、きめ細かな指導が可能となることが挙げられます。

お手元のこちらの資料ですけれども、2枚目の下の部分をご覧ください。

この資料は、文部科学省が作成した資料に補足を加えてまとめたものですが、2ページ目の資料のように、秋田県のように早くから少人数学級を導入し、全国学力学習状況調査で実績を上げている県もあります。また、山形県のように、不登校の出現率や欠席率が低下するといった成果も上げられています。

さらに、1枚目に戻りますけれども、1枚目の資料にもありますように、最近、特にテレビ等で大きく報道されておりますいじめの問題、それから支援を必要とする児童生徒への対応の問題等を考える上でも、学級規模の縮小は不可欠であると考えております。

もう一つ、こちらのパンフレットもご覧ください。

中を開いていただいた左側になりますけれども、愛教組の行った保護者の意識調査では、8割以上の保護者が少人数学級の実現を望んでいる様子うかがえます。

現在、地方自治体ごとの裁量で学級規模の縮小が行われておりますが、それによって地

区の格差も生まれています。ある自治体では、中学校第3学年以外の全学年で35人学級を実施していると聞いております。

しかし、このような財政負担は、本来、国が負うべきものと考えます。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している現状において、子どもたちが全国どこでも機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を2分の1に復元することは、国が果たさなければならない責務であると考えます。

また、国際的に見ても、日本の教育環境は低い水準にあると言われております。

先ほどのこちらの印刷した2枚目のプリントですが、その上の部分をご覧ください。

日本の学級規模は、OECDの平均を大きく上回っており、日本は他の先進国に比べて1クラスの人数が大変多いことがわかります。一昨日の中日新聞でも、日本の学級規模平均がOECD平均を大きく上回っていることに加え、国内総生産に占める、学校など教育機関への公的支出の割合が低く、31カ国中で最下位であると報じています。

最後に、新城市の現状をご説明します。今、ご覧になっている資料の3枚目をご覧ください。市内の小中学校の一覧となっております。

例えば、仮に来年度、小学校3年生以上、もしくは中学校2年生以上で35人学級が実現された場合、学級数が増えるため、1クラス当たり人数減になる学校は8校あります。この表でいきますと、黄色い色が塗ってあるところが該当することになります。来年度以降の状況を見ましても、少人数学級が実現された場合、恩恵を受ける学校はたくさんあります。

私は、現在、千郷中学校に勤務しておりますが、本校の2年生は108名在籍し、1年生

のときは35人学級で4クラスでしたが、2年生に進級する際に40人学級となったため、学級数が1クラス減りました。教室内は狭く、学年担当教員も減り、教員の負担もその分多くなっている現状があります。

また、本市の状況では、特に職務の多忙化が顕著な小規模、へき地校への正規教員の加配を強く望むところです。県の予算措置によって現在行われている小規模学級教員定数の加配が、国による定数改善で行われることになれば、県予算をこれらの費用から他の教育予算に移すことも可能となり、教育環境整備など、さまざまな点でより充実したものになるのではないかと考えています。新城市議会からも、ぜひご支援いただけますことを願っております。

以上の理由により、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう陳情いたします。何とぞ、意見書の採択、及び提出をお願い申し上げます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承願います。

では、質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子副委員長 今、説明されたいじめの問題、特に中学校でのいじめからすると、やはり中1、中2、中3の子どもが大きいから、先生は人数、クラスの人数は大勢いても大丈夫というのはもう、その辺はもう認識し

て、少ない人数にして目を行き届かせるようにしなければいけないというのは、本当にこの説明の中でもよくわかります。

それと、先ほど説明の中に、この地域の課題を一つ上げられたと思うんです。逆に、少ない小規模校で、先生の数が逆に少ないので、専任教師とか、それから全学年をみんなで見るような状況とか、ある意味、先ほど最後に言われたのが陳情の項目の関係でいうと、それはこの中に、今、解決ができるような陳情、1番の少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に実現することということでは、ちょっと中に当てはまらないんじゃないかと思うんですけれども、陳情の項目に先ほど言われたへき地の小規模学校における加配というか、その充実というのを入れ、この陳情が上がってきているのにさらに入れたら、入れるということは考えられなかったのかというのはどのように考えられますか、というふうに感じまして、ここならでは、これからの課題というのはこの二つも重要だけれども、この地域ではそういう課題も重要なといいながら話を聞いていました。感想になりましたけれど、済みません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、しばらく休憩します。

休 憩 午後 4 時10分

再 開 午後 4 時23分

○鈴木眞澄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

新城市体育協会代表者、松山好弘氏から提出されました「総合体育館建設促進に関する

要望書（陳情扱）」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 下江委員。

○下江洋行委員 それでは、総合体育館建設促進に関する要望書について、趣旨採択という立場で意見を申し上げます。

新庁舎建設に伴い、市民体育館を取り壊すこととなります。市民スポーツ、生涯スポーツの拠点施設としての体育館の重要性、必要については、私としても強く認識をいたしており、陳情の趣旨については大いに認めるところでございます。今後、大きな投資が必要となる新庁舎建設工事をはじめ、保育園、小学校等の建設計画も間近に迫っており、市の財政における観点からも市民体育館の代替となる施設の利用の便宜を図ることを優先し、同時に県の東三河ビジョン策定において、防災機能を含めた体育館の建設を要望していくことも、今議会の一般質問における市の回答として確認をいたしております。

したがいまして、市の財政上の点からも、当面は今申しました点をしっかり市に取り組んでいただくとともに、体育協会の事務的機能をスポーツ課にしっかりとやっていくことがまず重要と考えます。したがいまして、総合体育館建設促進に関する要望書は趣旨採択とすべきであると考えます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、陳情者代表、小田栄氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それでは、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書につきまして、意見を述べさせていただきます。

私立高校生に対する授業料助成の拡充を求める陳情につきましては、2010年から国の助成制度の改新により、公立高等学校の授業料が無償化されたわけではありますが、私立高等学校では授業料が完全に無償化されている状況ではありません。私学で学ぶ高校生が、本市では204名という現実を考えますと、厳しい財政状況の中でさらなる拡大は難しいと考えます。引き続き、保護者の授業料負担の軽減を行うことは大切であると思います。よって、本陳情につきましては、趣旨採択とすべき意見であります。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく、陳情者代表、小田栄氏から提出されました「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それでは、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書につきまして、意見を述べさせていただきます。

公立、私立高等学校間の負担格差が広がったことは事実ではありますが、県税収入の落ち込みにより深刻な財政難の中、私学助成の拡充も大切であると考えますが、本市には三つの高等学校と一つの校舎があるわけであり、募集生徒の定数割れにより、校舎の存続も非常に厳しい状況であり、制度見直しの要望を行っているところであります。保護者の負担軽減を図ることは理解できますが、今回の陳情につきましては、趣旨採択とすべきであるとの意見を述べさせていただきます。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論が

ありますので起立により裁決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく、陳情者代表、小田栄氏から提出されました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 荒川委員。

○荒川修吉委員 それでは、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書ということで、内容は、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書というのが出ております。

これを読ませていただきますと、平成19年までは助成も上がっておったようですが、ここから一旦下がり、また途中では一新いたしまして繰り出しておるようですが、あえて私学を希望している人もおるし、国は今、大変な時期でもあります。こんな時期でもありますので、今回の陳情書については、趣旨採択としたいと思います。よろしく願います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、新城市教員組合執行委員長、丸山哲丈氏、他257名から提出されました「定数改善計画の早期実施と義務教育国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書、陳情者は新城市杉山道日記24番地、新城市教員組合執行委員長、丸山哲丈氏から陳情書が出されておりますけれども、陳情の趣旨は、未来を願う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長し、また全ての国民の切なる願いです。それ以外に、法改正に伴い制度化を見送られたものの、加配措置による小学校の第2学年の35人学級が実現したと、このような内容で、子どもにこれまでも増してきめ細かに対応するためにはということ、気持ちは十分伝わってきましたので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、愛知県保険医協会理事長、荻野高敏氏から提出されました「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子副委員長 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、趣旨採択の立場で意見を述べさせていただきます。

市民の健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉政策の充実とともに、ますます重要となっています。本市は、医療を必要とする市民が経済的負担の心配なく、安心して医療を受けることができるよう、各種の医療費助成制度の充実に努めているところです。

そこで、愛知県に対し、県の財政も厳しいことは承知ですが、本市をはじめ、県下各市町村が、今後も子ども医療費助成をはじめとした医療費助成制度とする本陳情の趣旨は認めるところでありますので、趣旨採択すべきであるという意見です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木眞澄委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 午後4時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄